

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年10月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
佐渡インフォメーションセンター（あいぽーと佐渡）	佐渡市両津夷384番地11	大ホール	300.43	平成30年10月12日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
夷保育園	佐渡市両津夷347番地	運動場	138.98	平成30年10月12日
湊保育園	佐渡市両津湊212番地	運動場	170.43	
小木体育館	佐渡市小木町1531番地1	体育館	1,570.00	
南佐渡離島開発総合センター	佐渡市小木町1941番地1	三階大ホール	304.94	